11　第一項の各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する内国法人の当該各事業年度の所得に係る同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「所得の金額」とする。

一　普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第六項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

二　公益法人等又は協同組合等

三　人格のない社団等

第五十七条第八項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「七年」を「九年」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の内国法人が第五十九条第一項から第三項までの規定の適用を受ける場合には、当該内国法人のこれらの規定に規定する適用年度（以下この項において「適用年度」という。）以後の各事業年度（同条第二項（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、適用年度後の各事業年度）における第一項の規定の適用については、同項に規定する欠損金額のうち同条第一項から第三項までの規定により適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額から成る部分の金額として政令で定める金額は、ないものとする。

第五十七条の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同項第二号及び第五号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同項第一号及び同条第三項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第四項中「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第五項中「第六項」を「第七項」に改める。

第五十八条第一項中「確定申告書を提出する」を削り、「七年」を「九年」に改め、「かつ、」の下に「次条第二項（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）、同条第三項及び」を加え、「所得の金額（」を「所得の金額の百分の八十に相当する金額（」に改め、同条第二項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、「次項」の下に「又は第四項」を加え、「第四項」を「第五項」に改め、同条第五項中「第三項まで」を「第四項まで及び前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「場合」の下に「であつて災害損失欠損金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を財務省令で定めるところにより保存している場合」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第一項の各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する内国法人の当該各事業年度の所得に係る同項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「所得の金額の百分の八十に相当する金額」とあるのは、「所得の金額」とする。

一　普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第六項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

二　公益法人等又は協同組合等

三　人格のない社団等

第五十八条第三項第一号中「第五十七条第八項第一号」を「第五十七条第九項第一号」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の内国法人が次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける場合には、当該内国法人のこれらの規定に規定する適用年度（以下この項において「適用年度」という。）以後の各事業年度（同条第二項（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、適用年度後の各事業年度）における第一項の規定の適用については、同項に規定する欠損金額のうち同条第一項から第三項までの規定により適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額から成る部分の金額として政令で定める金額は、ないものとする。

第五十九条第四項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、「に規定する欠損金額に相当する金額の損金算入」を「により損金の額に算入される金額の計算」に、「の記載があり、かつ、」を「を記載した書類及び更生手続開始の決定があつたこと若しくは再生手続開始の決定があつたこと若しくは第二項に規定する政令で定める事実が生じたことを証する書類又は残余財産がないと見込まれることを説明する書類その他の」に改め、同条第五項中「前項の記載又は書類」を「前項に規定する財務省令で定める書類」に改め、「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、「その記載又は」を「その」に改める。

第六十条第一項中「（平成七年法律第百五号）」を削り、同条第二項中「添付し」を「添付し」に改める。

第六十条の二第二項及び第三項を削る。

第六十六条第一項中「百分の三十」を「百分の二十五・五」に改め、同条第二項及び第三項中「百分の二十二」を「百分の十九」に改める。

第六十八条第一項中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改め、同条第三項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、「の記載」を「を記載した書類の添付」に改め、同条第四項を削る。

第六十九条第十項中「確定申告書」の下に「、修正申告書又は更正請求書」を加え、「の記載」を「を記載した書類」に改め、「を記載した書類」を削り、「書類の」を「事項を記載した書類の」に改め、同条第十一項中「について」を「の確定申告書、連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書（以下この項において「申告書等」という。）に」に改め、「を記載した確定申告書」を削り、「連結確定申告書を提出し」を「書類の添付があり」に、「確定申告書にこれら」を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」に、「記載するとともに、当該申告書に」を「記載した書類及び」に改め、「を記載した書類」を削り、「書類を添付し」を「事項を記載した書類の添付があり」に、「の確定申告書に当該」を「又は各連結事業年度の申告書等にこの項前段の規定により添付された書類に当該」に改め、「当該各連結事業年度の連結確定申告書に」を削り、同条第十二項を次のように改める。

12　税務署長は、第一項から第三項までの規定による控除をされるべきこととなる金額の全部又は一部につき前二項に規定する財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の保存がなかつた金額につき第一項から第三項までの規定を適用することができる。

第七十二条第三項中「第六項及び第九項」を「第七項及び第十項」に、「第五十八条第二項及び第四項」を「第五十八条第二項及び第五項」に改め、「の規定」を削り、「第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）並びに」を「第六十八条第三項（所得税額の控除）及び」に、「確定申告書に」を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「中間申告書に」を「中間申告書、修正申告書又は更正請求書に」に改め、「、同条第十二項中「確定申告書若しくは」とあるのは「中間申告書、確定申告書若しくは」と」を削り、同条に次の一項を加える。

4　前項に定めるもののほか、第一項に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十条第一項第二号中「第五十七条第九項第一号」を「第五十七条第十項第一号」に改め、同条第四項中「第五十七条」を「第五十七条第一項」に改め、「算入されたもの」の下に「及び同条第四項、第五項又は第九項の規定によりないものとされたもの」を加える。